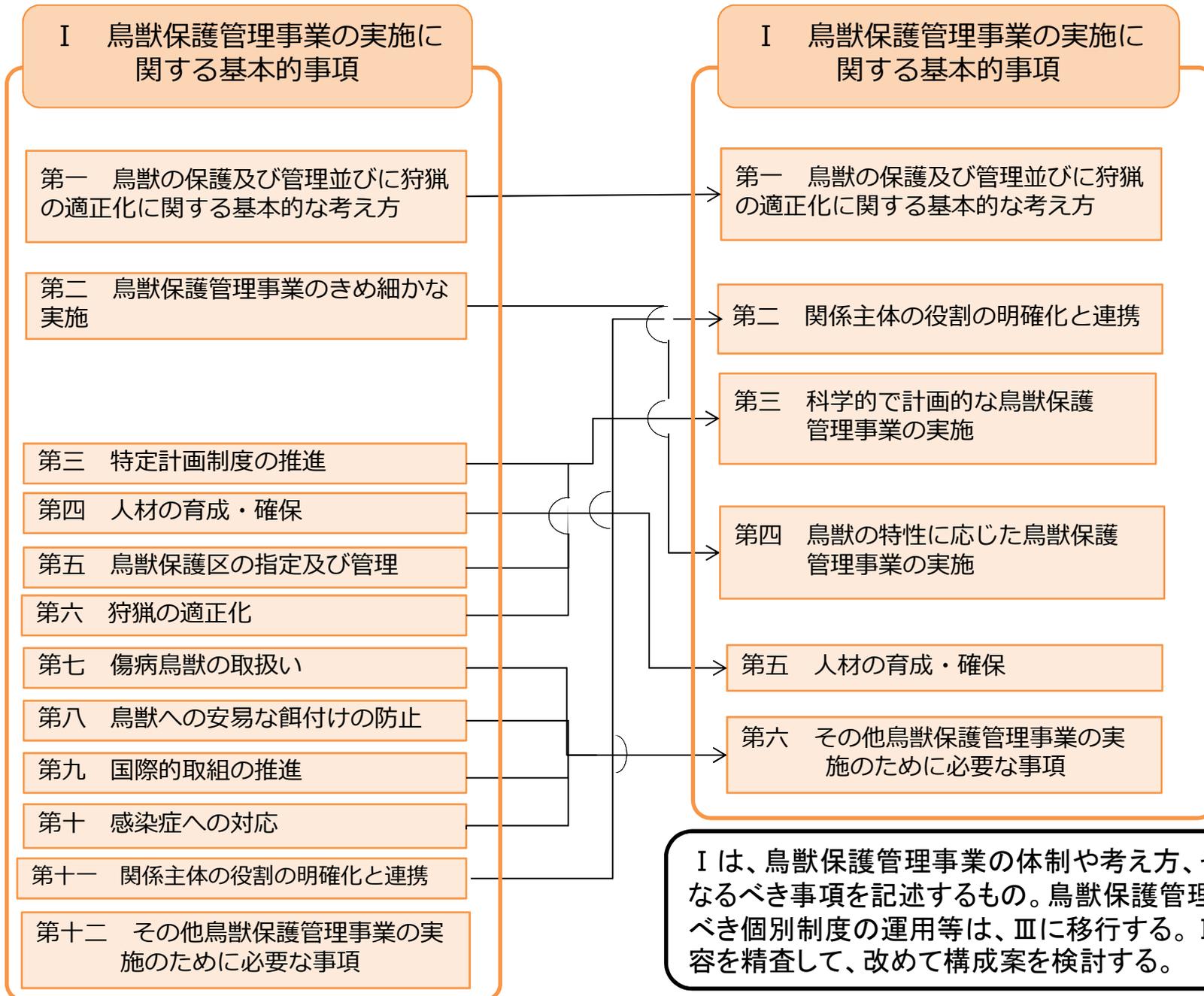


〔 現行 〕

〔 構成変更の考え方 〕



I は、鳥獣保護管理事業の体制や考え方、その他トピックとなるべき事項を記述するもの。鳥獣保護管理事業計画に書くべき個別制度の運用等は、Ⅲに移行する。I の各項目は、内容を精査して、改めて構成案を検討する。

〔 改訂に向けた論点 〕

Ⅲの各項目は、法定事項であるため、項目の改廃は行わない。ただし、個別の論点については、Ⅰと重複があるため、整理する。

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

平成29年4月1日
から平成34年3月
31日までとする

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

第九 その他

資料3関係：鳥獣保護区に関する事項

資料4関係：狩猟・放鳥獣に関する事項

資料5関係：捕獲の規制等に関する事項

資料6関係：鉛中毒対策に関する事項

資料7関係：情報基盤の整備に関する事項

資料8関係：人材育成・確保に関する事項

資料9関係：傷病鳥獣救護・愛玩目的の捕獲に関する事項

Ⅱ 希少鳥獣の保護に関する事項

- 国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

第一 希少鳥獣の保護及び管理

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

Ⅱ 及びⅣは、構成の大きな変更をしない。
一部、Ⅰ，Ⅲと重複している事項等については、形式的な修正を行う。

Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 都道府県知事が定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事、同事業の委託に関する事、夜間銃猟の実施に関する作業、実施計画の把握と評価等について記載

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価